

## 東根市教育委員会訓令第2号

東根市教職員の地域クラブ活動の兼業に関する事務取扱規程を次のように定める。

令和6年2月14日

東根市教育委員会教育長 半 田 博

### 東根市教職員の地域クラブ活動の兼業に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東根市教育委員会の所管する市立学校校長、教員及び事務職員のうち市町村立学校職員給与負担法第1条(昭和23年法律第135号)に規定する職員(以下「教職員」という。)が、地域クラブの活動に従事する場合の兼業に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 地域の運営団体及び実施主体による地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ
- (2) 兼業 次に掲げる場合をいう。
  - ア 教職員が、労務に対する対価を得て、地域クラブの活動に従事する場合
  - イ 教職員が、収益を得て、自ら地域クラブの事業を営む場合
  - ウ 教職員が、地域クラブの役員等に就任する場合

(申請)

第3条 兼業を行おうとする教職員(以下「申請者」という。)は、あらかじめ地域クラブへの従事許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を、年度ごとに所属長を通じて教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動への従事依頼書（様式第2号）
- (2) 地域クラブ活動の兼業に関する所属長意見書（様式第3号）
- (3) 前号に掲げる書類のほか教育長が必要と認める書類  
（許可又は不許可の決定）

第4条 教育長は、前条第1項の許可申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、兼業の許可又は不許可を決定し、許可申請書にその旨を記載して申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により兼業の許可を受けた者は、年度途中で異動があった場合には、異動先の所属長に当該許可について申し出なければならない。

（変更届）

第5条 前条第1項の規定による決定事項に関し変更が生じたときは、地域クラブへの従事許可変更届（様式第4号）を、所属長を通じて教育長に届け出なければならない。

（兼業を許可しない場合）

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼業を許可しないものとする。

- (1) 申請者が、兼業のため時間を割くことにより、校務の遂行に支障をきたすと認めるとき。
- (2) 申請者が、兼業による心身の疲労のため、校務の遂行上、その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- (3) 申請者が、兼業しようとする地域クラブの活動に従事することで、公務員としてその信用を傷つけ、又は、教職員の職全体の不名誉になると認めるとき。
- (4) 兼業しようとする地域クラブが、別紙に示す要件を満たしていないと判断したとき。

（許可の取消）

第7条 教職員が、第4条の規定により兼業の許可を受けた後、前条の規定に該当するに至ったときは、教育長は、許可を取り消すものとする。

（実績報告）

第8条 第4条の規定による許可を受けて兼業を行う教職員は、当該兼業に関する実績について、毎月、地域クラブ活動における従事時間報告書（様式第5号）を、所属長を

通じて教育長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行する。